

【 検査 】

204 尿沈渣（鏡検法）及び尿沈渣（フローサイトメトリー法）の算定について

《令和6年6月28日》
《令和7年10月31日更新》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD002 尿沈渣（鏡検法）又はD002－2 尿沈渣（フローサイトメトリー法）の算定は、原則として認められる。
 - (1) 糖尿病性腎症
 - (2) 溶連菌感染症
- ② 次の傷病名に対するD002 尿沈渣（鏡検法）及びD002－2 尿沈渣（フローサイトメトリー法）の算定は、原則として認められない。
 - (1) 高脂血症
 - (2) 脳血管障害
 - (3) 高血圧症（再診時）
 - (4) 糖尿病（再診時）
 - (5) 咽頭炎・扁桃炎・上気道炎（再診時）
 - (6) 腎臓疾患・尿路系疾患以外（再診時）

○ 取扱いを作成した根拠等

尿沈渣は、尿を遠心分離器にかけ、赤血球、白血球、上皮細胞、円柱、細菌等を調べる検査であり、腎・尿路系疾患の診断や治療効果の判定などに用いられる検査である。

糖尿病性腎症では、腎病変の進行に伴い出現する空胞変性円柱やその他の円柱が出現することが知られている。また、溶連菌感染症では溶連菌感染後糸球体腎炎合併の有無等を調べる上で当該検査が有用である。

以上のことから、糖尿病性腎症、溶連菌感染症に対する当該検査の算定は、原則として認められると判断した。

なお、上記②の傷病名等に対する当該検査の有用性は乏しく、これらに対する算定は原則として認められないと判断した。